

(ひな形)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価実施要領

【評価機関の名称】 (以下「当機関」という。)における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業所(以下「事業所」という。)における外部評価の実施については、本実施要領に定める。

1 地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針

【※各評価機関において記入する。】

2 外部評価の体系及び評価項目

自己評価項目及び外部評価項目は、**別添1**によるものとする。

なお、評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続きはすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行うものとする。

3 外部評価の構成

外部評価は、当機関の委嘱する複数の外部評価調査員(以下「評価調査員」という。)(そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。)により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行うものとする。

4 書面調査

当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を目的として、次の書面の提出を求めるものとする。

(1) 事業所の運営概要が分かる書類

運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット、等

(2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類

介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録、等

(3) 自己評価及び外部評価結果

別添2の自己評価及び外部評価結果(外部評価に係る記入欄を除く)について記載したもの。

なお、複数のユニットを持つ事業所の場合、ユニットごとに作成したもの。

(4) 直近の「介護サービス情報の公表」制度の基本情報項目調査票

ただし、やむをえない場合には、認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票(**別添3**)をもって代えることができる。

(5) その他必要と認める書類

運営推進会議の議事録等

上記の他、当機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、事業所の利用者の家族に対するアンケート調査を実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、アンケート調査票の送付は事業所が行い、回収を当機関が行うものとする。

5 訪問調査

- (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、別添1の評価項目についての調査を行うことにより実施するものとする。
- (2) 訪問調査は原則として1日以内とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行うものとする。
- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了するものとする。
- (4) 評価を行う際には、評価調査員は、当機関に所属する評価調査員であることを証する書類を絶えず所持し、事業所の職員から提示を求められたときには、提示するものとする。
- (5) 緊急を要する事項（明らかな基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて市町村及び府に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

6 評価結果の確定

- (1) 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添1の評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく「自己評価及び外部評価結果」を当機関あて提出するものとする。
- (2) 当機関は、(1)の評価結果の提出を受けたときは、評価を受けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。
- (3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の報告書を踏まえて当機関としての評価結果を決定するものとする。また、評価を受けた事業所から告知期間内に(2)の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して(1)の報告書の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定するものとする。ただし、いずれの場合にあっても、(1)の評価結果又は評価を受けた事業所からの(2)の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会（委員名簿：別添4）を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定するものとする。

7 結果の通知等

当機関は、評価結果を決定したときは、評価を受けた事業所に通知し、事業所から「目標達成計画」の提出を求めることとする。その後、定められた様式及び方法に従い、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に「自己評価及び外部評価結果」と「目標達成計画」を掲載するものとする。また、当該結果について評価を受けた事業所に通知する際は、当該事業所としての評価結果に関する事後の改善状況を「WAMNET」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

8 市町村及び府に対する報告

当機関は、外部評価を実施した後は、速やかに当該事業所を指定した市町村及び府に対し、実施内容について報告を行うものとする。

9 評価手数料

[※各評価機関において記入する。]

10 その他

本業務実施要領は、評価を受ける事業所からの求めに応じて開示するものとする。

- | |
|---|
| <p>別添 1 自己評価項目及び外部評価項目
(大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱 別紙 1)</p> |
| <p>別添 2 自己評価及び外部評価結果
(大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱 別紙 2)</p> |
| <p>別添 3 認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票
(大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱 別紙 4)</p> |
| <p>別添 4 評価審査委員会委員名簿
(大阪府地域密着型サービス外部評価の評価機関選定要領 別紙 2)</p> |